

# 政治団体

## 平成23年分政治資金収支報告書の公表について

政治資金規正法の規定に基づき、政党その他の政治団体に係る平成23年分の収支報告書を、平成24年11月26日（月）に県選挙管理委員会ホームページで公表します。

今回公表するのは、主として埼玉県内において活動を行うものとして県選挙管理委員会に届出されている政治団体から、平成24年8月31日までに提出された収支報告書です。

なお、その概要は下記のとおりです。

### 記

#### 1 公表状況

平成23年分の収支報告書の公表団体は、1,999団体で、対象団体の82.1%となっています。

##### (1) 平成23年対象政治団体

	区 分	政 党	その他の政治団体	計
23 年	対象団体数	211	2,224	2,435
	公表団体数	202	1,797	1,999 (82.1%)

(参考)

	区 分	政 党	その他の政治団体	計
22 年	対象団体数	201	2,170	2,371
	公表団体数	185	1,812	1,997 (84.2%)

※ 23年、22年とも第1回公表分

##### (2) (1)のうち国会議員関係政治団体

	区 分	政 党	その他の政治団体	計
23 年	対象団体数	31	57	88
	公表団体数	30	53	83 (94.3%)

## 2 収入の状況

平成23年分の前年からの繰越額を除いた本年收入額の総計は、48億2,300万円（百万円未満四捨五入。以下同じ）で、平成22年分に比べて、4,600万円減少しており、過去10年で最も少ない額となっています。

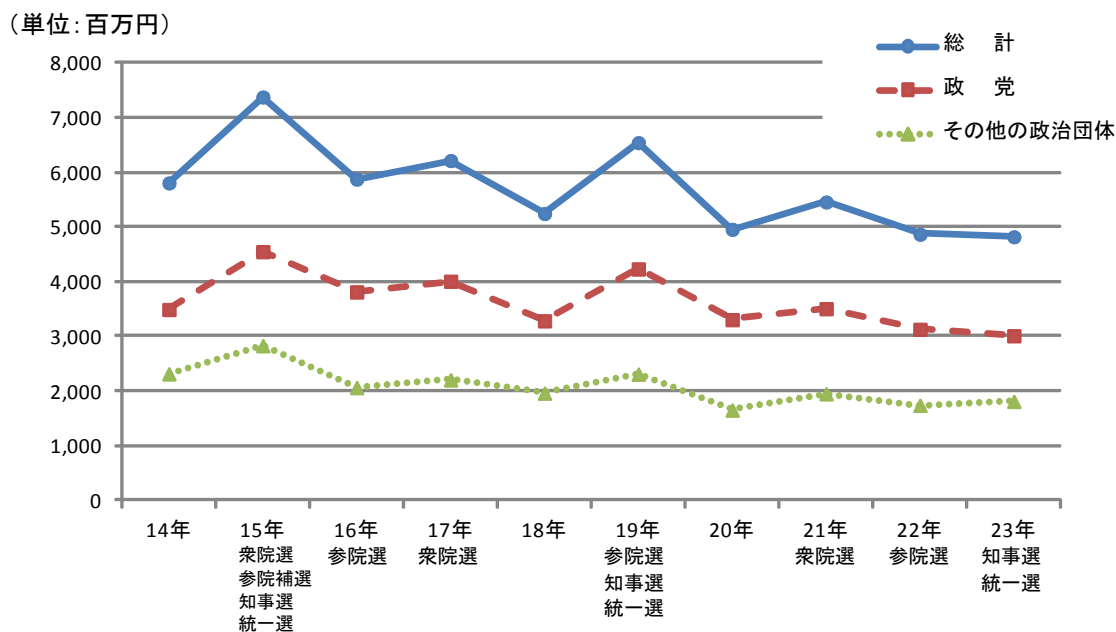
### (1) 本年收入額

①総計	48億2,300万円（	4,600万円（1.0%）減
②政党	30億1,200万円（1億1,800万円（3.8%）減	
③その他の政治団体	18億1,100万円（	7,200万円（4.1%）増

### (2) 収入の主な項目別内訳

①寄附	21億4,100万円（2億2,900万円（12.0%）増
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>〈寄附の主な内訳〉</p> <p>個人からの寄附 14億4,600万円（2億7,200万円（23.2%）増）</p> <p>政治団体からの寄附 5億5,200万円（2,800万円（4.8%）減）</p> <p>法人その他の団体からの寄附 1億4,400万円（1,500万円（9.6%）減）</p> </div>	
②交付金収入	16億200万円（1億0,000万円（5.9%）減）
③党費又は会費	7億1,100万円（800万円（1.1%）減）

### 【本年收入額の推移】



(単位: 百万円)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総計	5,809	7,379	5,878	6,216	5,249	6,545	4,960	5,459	4,869	4,823
政党	3,493	4,550	3,814	4,009	3,286	4,234	3,307	3,508	3,130	3,012
その他の政治団体	2,315	2,829	2,064	2,206	1,963	2,310	1,653	1,951	1,740	1,811

### 3 支出の状況

平成23年分の支出額の総計は、47億5,800万円で、平成22年分に比べて、1億1,400万円減少しており、収入額と同様に、過去10年で最も少ない額となっています。

#### (1) 支出総額

①総計	47億5,800万円 (1億1,400万円 (2.3%) 減)
②政党	29億2,800万円 (2億4,800万円 (7.8%) 減)
③その他の政治団体	18億3,000万円 (1億3,300万円 (7.8%) 増)

#### (2) 支出の項目別内訳

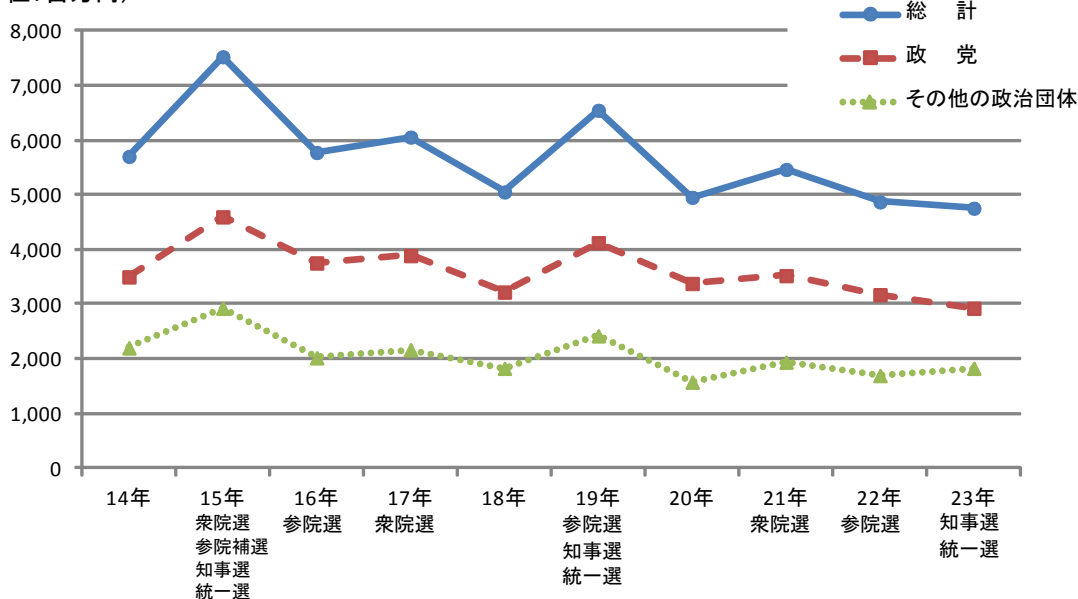
①経常経費	18億2,500万円 ( 2,400万円 (1.3%) 減)
②政治活動費	29億3,400万円 ( 9,000万円 (3.0%) 減)

〈政治活動費の主な内訳〉

寄附・交付金	13億9,700万円 ( 200万円 (0.1%) 減)
組織活動費	6億 900万円 (1億 500万円 (14.7%) 減)
機関紙誌の発行その他の事業費	5億5,500万円 ( 9,200万円 (14.2%) 減)

### 【支出総額の推移】

(単位: 百万円)



(単位: 百万円)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総計	5,706	7,528	5,778	6,059	5,055	6,550	4,958	5,467	4,873	4,758
政党	3,503	4,599	3,756	3,891	3,225	4,126	3,382	3,525	3,176	2,928
その他の政治団体	2,203	2,929	2,022	2,168	1,829	2,424	1,576	1,942	1,697	1,830

#### 4 政党別の収支状況

平成23年分の政党の本年収入額は、30億1,200万円で、平成22年分にくらべて、1億1,800万円減少しており、支出総額は、29億2,800万円で、平成22年分にくらべて、2億4,800万円減少しています。

政党名	本年収入額	支出総額
① 日本共産党	15億1,400万円(1.3%減)	15億1,500万円(1.8%減)
② 公明党	5億0,000万円(18.4%増)	4億2,900万円(6.4%減)
③ 自由民主党	4億8,900万円(17.9%減)	5億1,400万円(17.3%減)
④ 民主党	4億6,700万円(13.0%減)	4億3,200万円(16.4%減)
⑤ 社会民主党	2,400万円(38.8%減)	2,500万円(23.1%減)
⑥ みんなの党	1,800万円(463.1%増)	1,300万円(307.7%増)
⑦ 国民新党	49円(38.0%減)	10万円(64.5%減)
合計	30億1,200万円(3.8%減)	29億2,800万円(7.8%減)

※本年収入額の多い順

#### 5 政治資金パーティーの状況

平成23年分の政治資金パーティーは、19団体で開催され、その対価に係る収入の総額は、1億6,700万円で、平成22年分にくらべて、5,400万円減少しています。

これは、パーティー収入額が1,000万円以上の特定パーティーを開催した団体が平成22年の9団体から3団体に減少したことが大きな要因です。

(解説)

- 1 「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。
  - (1) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
  - (2) 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
  - (3) (1)・(2)に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として、組織的かつ継続的に行う団体
    - ① 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること
    - ② 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること

(政治資金規正法第3条)
  
- 2 「政党」とは、政治団体のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの
  - (2) 次のいずれかの選挙において全国を通じた得票率が2%以上であるもの
    - ・ 前回の衆議院議員総選挙における小選挙区選挙
    - ・ 前回の衆議院議員総選挙における比例代表選挙
    - ・ 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における選挙区選挙
    - ・ 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における比例代表選挙

(政治資金規正法第3条)
  
- 3 「国会議員関係政治団体」とは、次のいずれかに該当する政治団体をいう。
  - (1) 国会議員に係る公職の候補者が、代表者である政治団体
  - (2) 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体(いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体)のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体

なお、政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、(1)の政治団体とみなされる。( (1) 及び (1) とみなされる政治団体を「1号団体」、(2)を「2号団体」という。 )

(政治資金規正法第19条の7)
  
- 4 政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、その年の収支報告書を作成し、翌年の1月1日から3か月以内(国会議員関係政治団体は、5か月以内)に、その活動区域の区分により、都道府県選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

(政治資金規正法第12条、19条の10)

  
- 5 政治資金パーティーとは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動(選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動)に関し支出することとされているものをいう。

(政治資金規正法第8条の2)

  
- 6 都道府県選挙管理委員会又は総務大臣は、第12条の収支報告書を受領したときは、当該収支報告書が提出された年の11月30日までに、その要旨を公表するものとする。ただし、インターネットの利用その他の適切な方法により収支報告書を公表するときは、要旨を公表することを要しない。

(政治資金規正法第20条)